

輸出令別表第1の7の項(8の3)、省令第6条第八号の三

電話 075-321-4352



(1/1)

(平成31年1月9日施行政省令等対応)

型 名	チェックグループ	1(注1)		2(注2、3)			備 考	判 定
		①	②	①	②	③		
	チェック項目	電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュールか	民生用の自動車、鉄道車両又は航空機に使用する様に設計された装置に組み込まれたものか	最大動作接合部温度(℃)	繰返しピーク休止状態電圧(V)	継続電流(A)		
	判定基準	(該)＝はい	(該)＝いいえ	(該)＞215	(該)＞300	(該)＞1		
SML-D15UWT86		いいえ	いいえ	—	—	—		非該当

注釈

注1. チェックグループ1のいずれかが(非)の場合、その貨物は非該当であり、以降のチェックグループ2の記入は不要。

注2. チェックグループ2の①②③の全てが(該)の場合、その貨物は該当。(①②③のいずれか一つでも(非)の場合、その貨物は非該当。)

注3. チェックグループ2の一つに、その結果が(非)となる数値を記入した場合、チェックグループ2の他項目への数値の記入を省略できる。その際、数値を省略した欄には「—」を記入する。